

# 旧柳澤家住宅（世田谷区大原，昭和26～27年築）の 復原考察ならびに製茶の復興計画について

堀内正昭

The Restoration of Yanagisawa House (Built in 1951-52, Ohara, Setagaya Ward, Tokyo)  
and Promotion of Historical Associations with Tea

Masaaki Horiuchi

## Abstract

The original Yanagisawa House has been partly preserved as a registered tangible cultural property and the rest was rebuilt in the early Heisei period. The author has written previously about the house, and this paper supplies further information about the original form of the house and of a project which has made use of the house. The results of an investigation and interviews with related persons are as follows.

The layout of the original house was a compromise between Japanese and European style. A western-style room (drawing room) was constructed by the front door. The house had a middle corridor. There were rooms equipped with a water supply on the north side of the corridor, and 3 rooms were distributed on the south side.

There was a hearth in the Japanese-style room next to the drawing room and there was a door in the center of the middle corridor. The drawing room and the Japanese-style room on the east side of the house were used for service, and the rooms on the west side were for family.

Though the rooms on the west side of the house were demolished during reconstruction, this lost section seems to have been built with no particular design. The designer of this house, Yasubee Ito, tried to foreground a feature of a traditional private house by leaving the structural materials exposed: the logs which appear under the ceiling of the drawing room remain visible.

The extant part of the old house is open to the public during Tokyo Heritage Weeks. And various events are performed in the other house at the same site while the project of tea-processing is held in the tract of green land formed by the garden of the Yanagisawa house. Though the tea industry in Setagaya declined after about 1900, tea cultivation was popular in what was then Daita village and in Shimokitazawa, and the Yanagisawa family were at one time engaged in the trade. The events at Yanagisawa house aiming at the reproduction of the past will motivate people to revive the house as an important local historical property. Yanagisawa house, in cooperation with Saita Memorial Hall (established for the purpose of promoting tea culture) and shops in the Shimokitazawa area, will be a good base for this campaign.

*Key words:* tea-processing (製茶), Yasubee Ito (伊東安兵衛), folk art (民芸), Setagaya (世田谷), preservation (保存), utilization (活用)

## はじめに

世田谷区大原1丁目に現存する旧柳澤家住宅は（以下、柳澤邸と略す）、国の登録有形文化財であり、筆者はこれまで実測調査ならびに収集資料から、以下の諸点を明らかにした<sup>1)</sup>。

- 柳澤邸は昭和26（1951）年に建てられた。施主の柳澤千代鈺（1911～81）と交わした工事請負契約書は表紙に「加藤建築事務所」の記載があり、契約者乙として加藤恭平（1909～83）の署名があるが、実際の設計者は伊東安兵衛（1908～72）であった。
- 伊東安兵衛はたくみ工藝店（株式会社たくみ）に勤める傍ら、わが国の伝統的な民家の意匠を用いた建築設計を多数手掛けていた。柳澤邸に残るウィンザーチェア、バタフライ型テーブル、照明具の民芸家具は、たくみ工藝店を通して購入したものであった。
- 同邸の特徴は、外観においては大きな切妻造の屋根、その妻壁に見られる幾重にも組まれた貫と束の意匠に、また豎羽目板、押縁下見張りの仕上げに、さらに大谷石の使用に現れている。他方、室内においては、曲がり梁、ハツリ痕を残す丸太の使用等に見ることができる。大谷石が用いられたのは、同邸の施主と設計者が共有していた民芸への関心ならびに大工が宇都宮の人であったことに起因していた。
- 洋間と和室が接する場合、これら2室の境に段差を設けて一つの空間として使用する手法は、昭和戦前からのものであるが、昭和20年代の住宅でも根強く残り、それが当該住宅にも採用されていた。また、同年代の小住宅には、3枚戸の使用、庭との関連性をもたせたテラスの流行が見てとれ、柳澤邸も同じ傾向をもっていた。
- このように柳澤邸は、昭和20年代の戦後復興期の小住宅と共通する間取りで構成されながら、伝統的な民家の意匠を併せもち、戦前に始まった民芸運動が戦後にも影響を及ぼしていた興味深い例として位置づけられる。

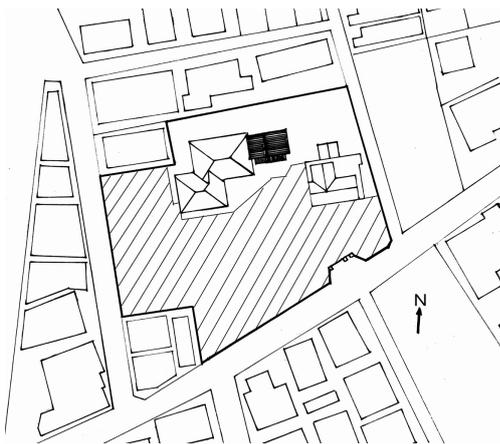


図1 柳澤邸配置図（黒塗りの建物が国の登録有形文化財、斜線部分は市民緑地）

柳澤邸は配置図（図1）に見るように、3つの棟が雁行した形状をしている。このうち黒塗りの棟が文化財登録されている箇所、残りの棟は平成時代初期に建て替えられた。柳澤邸の創建時の建築面積は26.54坪（87.74㎡）で、そのうち文化財登録されているのは52㎡なので、約40%が失われたことになる<sup>2)</sup>。

筆者はこれまで文化財登録された家屋部分の考察を行い、この失われた棟については簡単な紹介に留まっていた。また、屋根裏に入り小屋組までを調査することはなかった。そこで本稿では、失われた家屋を含めた創建時の柳澤邸を復原考察し、小屋組を含んだ木造架構に言及しながら同邸のもつ建築上の特徴を明らか

にすることとする。

現在、同邸では庭を市民緑地として公開し、敷地内に立つ別棟（以下2階屋と称す）とともにイベント会場として使用している。そこで、公開活用されるに至る経緯を明らかにし、持続できる魅力ある活用とは何かを柳澤邸をモデルに考察する、それを本稿のもう一つの目的とする。

本稿は8節から成る。すなわち、第1節から第6節では、柳澤邸の建築上の特徴を関係資料の分析と小屋組等の実測調査によって、続く第7節と8節では、同邸が保存活用されるまでの経緯を関係者からの聞き取りによって、それぞれ明らかにするという方法を用いる。

## 1. 柳澤邸の建物概要

柳澤邸は敷地の中央北寄りにあり、新旧の建物が棟を分けて立ち並ぶ。ここでは、文化財登録された棟について説明する。



図2 南正面外観



図3 北側外観



図4 東側外観

木造瓦葺平屋建ての切妻造で、建物の妻壁を南に向ける。この妻壁に瓦葺の庇が付き、右端（東）に玄関を取る（図2）。外観上で目を引くのは、妻梁の上の計4段の貫とそれを受ける束による縦横の木組の意匠である。さらに木部を黒く上塗りすることで（ただし貫は金属板で覆っている）、白漆喰の壁と印象的なコントラストを付ける。この貫と束の意匠は、そのまま北側の妻壁にも施されている。また、北側は縦羽目板張りとは押縁下見板張りを併用している（図3）。それ以外の外壁については、西側は漆喰、東側は縦羽目板張りである（図4）。

玄関の引違い戸を開けると、全体の建築面積に比して広々とした大谷石張りの土間（3.5畳分）がある（図5, 6）。この土間の天井は傾斜していて、奥に下駄箱が造り付けになっている。その白漆喰の壁の上部には1本の梁と束が現しになる。

土間の左手にある板戸（舞良戸）を開けると応接間（9畳大）があり、奥に4畳半の和室が続く。応接間は東面に煉瓦造の暖炉、北面に床の間、棚、平書院を配し、漆喰天井にはハツリ痕を残す丸太が十字に組まれている（図7～11）。

このように、洋間でありながら伝統的な意匠が加味されている。この応接間の南側のガラス戸、そして西側の和室を間仕切る襖戸はともに3本溝であり、片側に引き寄せることができる。

応接間に続く和室は、応接間とは約6寸

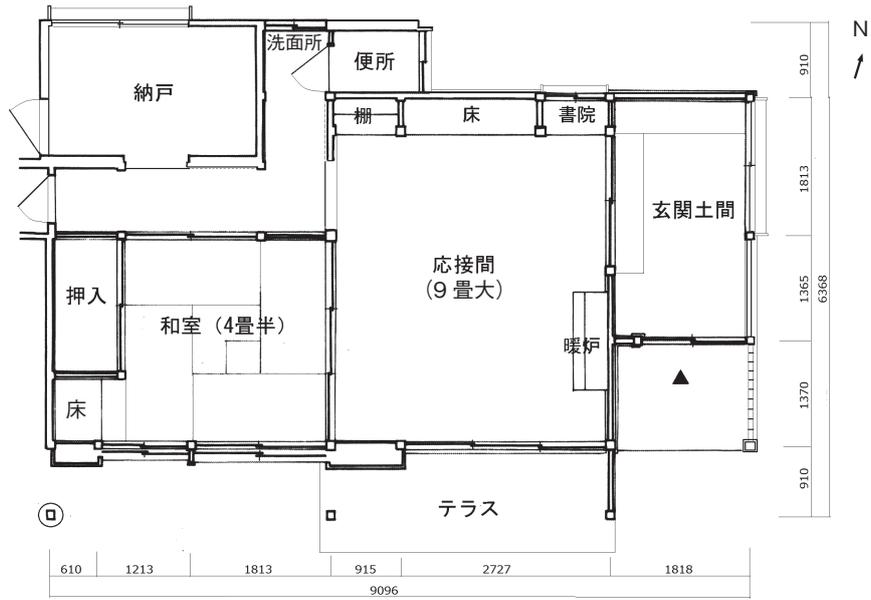


図5 平面図



図6 玄関土間



図7 応接間北側



図8 応接間の天井



図9 応接間南側



図10 応接間から和室を見る。

(178 mm) の段差がある (図10)。畳敷きの中央には炉が切られ、棹縁天井をもつ。和室の西側には略式床と2段の押入があり、天井近くに応接間と同じくハツリ痕を残した梁を渡している (図12)。南側には雪見障子が建て込まれ、その外側に引違いのガラス戸が入る (図13)。

応接間の西側に短い廊下が付き、洗面所、便所、そして納戸 (元台所) がある。廊下を挟んだ北側に水廻りをまとめていたことになる。応接間の

の外側には大谷石を敷き込んだテラスがある。このテラス廻りの基礎には通常の長方形の換気口とは異なり、高さ約15 mmの細長い換気口が柱間いっばいに設けられている (図14)。そのため床高が抑えられ、テラスに出やすくなっている。



図11 応接間東側の暖炉



図12 和室西側



図13 和室南側



図14 南側のテラス廻りの基礎と土台の間に換気口がある。

## 2. 伊東安兵衛ならびに加藤恭平について

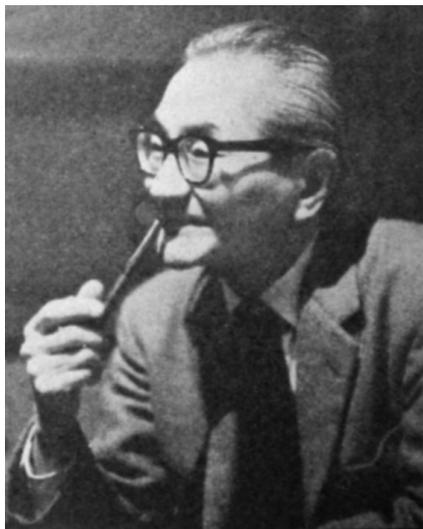


図 15 伊東安兵衛 (1908~72)

先に、柳澤邸の設計者は伊東安兵衛であり(図15)、その工事契約を交わしたのが加藤恭平であることを記した。そこでまず、伊東の経歴と建築における作風を紹介するとともに、伊東と加藤との関係について述べる。

伊東安兵衛は宮地米三と共著で『民芸建築図集』<sup>3)</sup>を著す。その奥付に伊東安兵衛の紹介文が記載されているので、以下そのまま引用する。

明治41年7月炭屋のせがれとして銀座に生る。昭和7年3月法政大学哲学科卒業、同年7月喫茶店「門」を三原橋畔に開店、経営の傍ら建築を独学。この頃より民芸運動に共鳴す。

強制疎開で閉店、終戦後民芸店たくみに入社現在営業部長。東京民芸協会常任理事。

伊東安兵衛はたくみ工藝店(現、株式会社たくみ)に勤務する傍ら設計活動を行っていたことになる。『民芸建築図集』には伊東設計の建物が計26件掲載され、その内訳は住宅14件(うち1件は増築)、飲食店11件、そして旅館1件である。以下、新築住宅13件について簡単に触れる。

柳澤邸と同様に妻壁に貫と束の意匠を施した住宅は8件あり、束のみを木組の意匠として強調した住宅は3件、残り2件の外観はモルタル仕上げである。この最後の2件について、伊東は「防火地区なので外部はモルタル仕上げにしなければならなかった。」<sup>4)</sup>、「ここは準防火地区なので外部はモルタル塗にしなければならないので、いわゆる民芸風なスタイルではないが造型的な構成は一応考えた。」<sup>5)</sup>という釈明にも似た解説をしている。つまり、伊東にとって木組は外観上必要不可欠な意匠であった。伊東はこの木組について、宇野重吉邸(図16)の解説に「多分に信州の民家のスタイルを取り入れた」<sup>6)</sup>と書く。宇野重吉(1914~88)は、劇団民藝を率いた俳優である。



図 16 宇野重吉邸

伊東が長野県におけるどのような民家を参考にしたのかはわからないが、同県には本棟造<sup>ほんむね</sup>と呼ばれる特有の民家が存在する。本棟造とは以下の特徴をもつ。

本棟造は規模が大きく、板葺、切妻造、妻入で、正面に緩い勾配<sup>こうばい</sup>の大きな破風、深い軒をみせているところに特徴があり、そのデザインには近代的な感覚さえある。その分布は長野県南部の伊那地方から松本盆地、安曇野<sup>あづみの</sup>、さらに木曾地方にも及ぶ。しかし本棟造はこの地域のすべての家に採用されたのではない。庄屋、名主<sup>なぬし</sup>あるいは本陣層など上層であることを示す様式、すなわち格式をあらわす様式として生まれた。<sup>7)</sup>

例えば、本棟造の代表的な民家のひとつとされる長野県塩尻の堀内家住宅（江戸後期、重要文化財）は上述した特徴をもつほか、同家の主屋は南面して立ち、2階に格子窓を設け、妻側に庇を付ける。柳澤邸は瓦葺のため、板葺の本棟造の民家より屋根勾配は急であるが、家屋は南面して立つ切妻造で、前面に庇を設けるなど互いに類似するところが多い。

次に、柳澤邸の工事契約を施主の柳澤千代鈺と交わした加藤恭平の人物像に迫る。名前だけで調べると同姓同名の者が複数いる。そこで、民芸に関わった人物の中から加藤恭平の有無を調べてみると、雑誌『民藝』に同名の寄稿者がいたことがわかった。寄稿の内容は、加藤自身が軽井沢に建てた別荘に言及したもので、以下、冒頭部分を引用する<sup>8)</sup>。

戦後生活様式が一変し、今さら昔ながらの民家では住みよいわけはない。近頃何もかもステインで塗りつぶし、意味もなく無理に古びをつけた、所謂民家様式一辺倒の住居の流行には、疑問をもたざるを得ない。民家風の建築というのは、伝統をもつ古来の構成を、たくみに現代のセンスで活かした外観或いは内部構造をとりいれた建物をいうのであろうと、私は結論したい。

雑誌1頁の短文であり、文末に記された「光芸社々長」の肩書から、次の人物が該当者となる。

その人物は明治42（1909）年栃木県に生まれ、慶應義塾大学卒業後、昭和11（1936）年に東京工芸社（1951年、東京光芸社に）を設立して報道写真系統の写真家として活動し、昭和58（1983）年に死去している<sup>9)</sup>。

以上から加藤恭平は写真家であり、彼は現代における民家風住宅のあり方に関心をもち、自ら実践していたことがわかる。ただし、彼の経歴からは「加藤建築事務所」という柳澤邸の契約書にあるような設計者としての活動歴は見られない。

では、加藤恭平と伊東安兵衛との接点はどこにあったのか。先に引用した『民芸建築図集』に加藤恭平邸（図17）が掲載され、伊東がその設計を行っていた。以下、伊東による加藤邸の解説を引用する<sup>10)</sup>。



図17 加藤恭平邸

この家は戦後坪数が30坪に制限されていた頃に計画されたものである。従って坪数をへらす為に平面に於て非常に多くの無理が出来た。しかし建築中にこの制限が解除になったので結局中二階まで一挙に完成した。（略）形式は大体に於て伝統的なものに従ったがそれを近代的な造型に構成した。施工は田舎の大工さんをつれて来てやってもらったが、材も比較的豊富に使え、田舎の大工さんらしい真面目を發揮して少しもごまかしのない仕事をしてくれたのでがっちりしたものとなった。（下線筆者）

同文中には加藤邸の竣工年の記載はないので、坪数の制限ならびにその解除を建築年の手掛かりとする。この場合の坪数制限とは、臨時建築制限規則のことであり、それは昭和25（1950）年2月に緩和改正され、さらに同年11月に廃止されるに至っている<sup>11)</sup>。

以上から、加藤邸は昭和25年度中に建てられたと考えられる。加藤恭平と伊東安兵衛は施主と設計者の関係にあり、加藤邸以後となる柳澤邸の設計時に、両者は旧知の間柄であったといえる。柳澤

邸の契約書表紙に加藤建築事務所とある理由は定かではないが、加藤恭平は彼の縁者が経営する建築事務所に関わっていたのかもしれない。施主の柳澤千代鈺は以前から加藤恭平と面識があり、加藤を通して実際の設計を伊東安兵衛が請負ったということかもしれない。あるいは、柳澤千代鈺はたくみ工芸店に出入りし、伊東とも知己であったとも推察できる。

### 3. 柳澤邸創建時の関連資料

同邸創建時の姿を復原考察するために、以下の資料を用いる。

- a. 『民芸建築図集』掲載の「柳澤千代鈺氏邸」
- b. 「柳澤邸新築工事 工事請負契約書」ならびに「工事仕様書」
- c. 「柳澤邸増築工事請負契約書」
- d. 建物の写真

a には、柳澤邸の解説、写真（外観1枚、室内3枚）、そして平面図が付く。同書に掲載された図18は柳澤邸の南側ならびに東側の眺めで、図19は応接間、図20は和室から見た応接間、図21は応接間から見た和室である。



図18 柳澤邸



図19 応接間



図20 和室から応接間を見る。



図 21 応接間から和室を見る。



図 22 工事中の写真

b～d はいずれも柳澤家の所蔵になる。b の「柳澤邸新築工事 工事請負契約書」ならびに「工事仕様書」はそれぞれ便箋に縦書きの 4 枚綴り、c の「柳澤邸増築工事請負契約書」は同じく便箋に縦書きの 5 枚綴りのもので、d は工事中の写真である (図 22)。以下、順に a から d の内容を紹介し考察を加える。

#### 4. 『民芸建築図集』掲載の「柳沢千代鈺氏邸」

まず伊東安兵衛による解説文、続いて平面図を紹介する。平面図は A から D の 4 種類ある (図 23～26)。

##### 4-1 設計者伊東安兵衛自身の解説 (全文)

この家は、はじめ平面図 A にみられる様な既存の建物があり、それに平面図 B のような計画によって増築するはずであった。しかしこの既存の建物は戦後のいわば間に合わせ的な建築で非常にいたんでいるのでいっそ全部新築してはという意見が出て、次に平面図 C の様な設計が考えられた。こうなると建築費もかさむことではあるし、やはりはじめの計画通りに増築することになって建築をはじめたのであるが、それが次第に出来上につれて、どうにも既存の建物とそぐわないのがわかったので再び話は急転して、また全部新築するという案にもどったのであるが、このときは既に平面図 B の計画はほとんど出来てしまったので、C の平面をそのまま実現することは不可能な状態であった。そこでやむを得ず平面図 D にみられる様なものになったのである。<sup>12)</sup>

平面図 A の家屋 (以下家屋 A, 図 23) は戦後建てられた小住宅で、その東側への増築案が平面図 B である (図 24)。しかし、家屋 A は安普請であったので、取り壊して全体を新築することにした。これが平面図 C である (図 25)。しかしながら、新築では建築費がかさむので、当初の計画通りに増築することとなった。そうこうする間に、東側の増築工事が進んでしまい、家屋 A と増築とはそぐわないことがわかったので、すべて新築した結果が平面図 D である (図 26)。

筆者は、創建時の施主柳澤千代鈺の妹である君江氏 (1919～2011) に生前お会いして聞き取りを行った。そのときに、第二次世界大戦でこの一帯は焼失したが、焼け残った分家の家屋に一時期住んでいたこと、すでに両親は他界し、家族は姉だけとなり、姉妹で住むために急遽建てたことがわかった。それが家屋 A で、当初はこの広さで足りたのである。

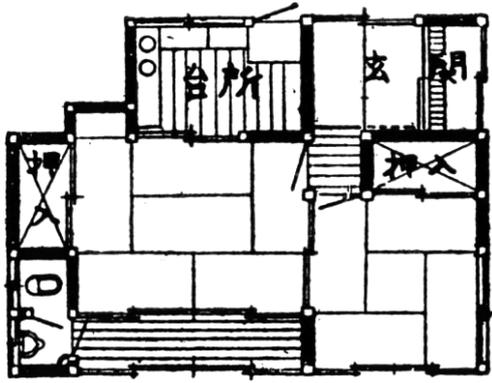


図 23 平面図 A (家屋 A)

図 24 における西側の白抜きの部分が家屋 A で、この既存家屋の玄関と押入を改造して、東側に新築したのが平面図 B である。なお、B 案と C 案の「居間」を本稿では聞き取りから「応接間」とした。

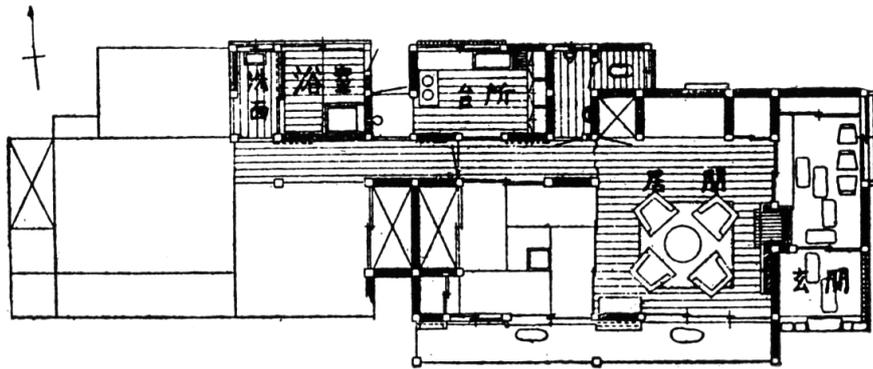


図 24 平面図 B (B 案)

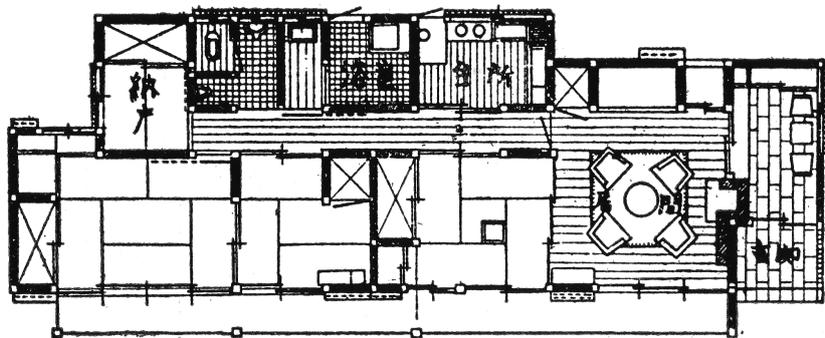


図 25 平面図 C (C 案)

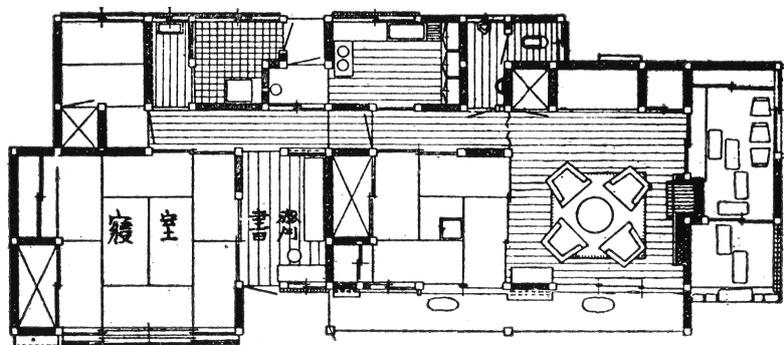


図 26 平面図 D (D 案)

## 4-2 間取りの変遷

次に、平面図 A から D の間取りならびにその変化を詳しく見ていく。

平面図 A (家屋 A)：南面して 4 畳半と 6 畳の和室が並び、その北側に玄関と台所 (ともに 3 畳大) があり、台所に勝手口を設ける。和室にはそれぞれ 1 間幅の押入が付く。6 畳間の南に縁側を取り、その西端に便所を置くが、浴室はない。

平面図 B (以下 B 案)：家屋 A にあった 4 畳半北側の押入を撤去して廊下にし、玄関を洗面所付きの浴室に変更する。その東側はすでに本稿第 1 節の建物概要で見た通りである。ただし、現存する家屋と同図面では異なる点が 2 箇所ある。B 案では応接間東側に設置された暖炉は玄関側に少し張り出すが、現状ではその張り出しはない。応接間北側の床と棚の奥行は同図面では半間であるが、実際はその半分の 1.5 尺幅となる (実測値で 462 mm)。

平面図 C (以下 C 案)：西側に南面して 4 畳 (押入を含む) と 6 畳間の和室があり、北側に台所、便所、浴室の水廻りをまとめ、廊下の西側突き当りに納戸を設ける。また、B 案の縁側をなくし、6 畳間を半間南に移動させる。さらに、C 案では B 案東側の便所を西側に移し、その分台所を東側に半間寄せ、B 案の台所と浴室の間にあった土間付きの勝手口を台所内に設けている。

平面図 D (以下 D 案)：C 案よりも東西方向に半間縮小するほか、C 案の 6 畳の和室を 8 畳に、4 畳の和室を 3 畳大の書斎に変更している。納戸の押入の位置と大きさを変えるが、それ以外は B 案を踏襲している。

筆者にとって興味深いのは、C 案である。同案は既存の家屋 A に依拠しない新築案であり、それだけに伊東安兵衛の設計理念が色濃く出ていると考えられるからだ。C 案は、間取りの上では、玄関脇に洋間がある和洋折衷で、洋間から西に続く長い廊下により、南面する居室と北側の水廻りを区分した中廊下式である。そこで C 案の立面の推定を行い、次節にて、実施された D 案について資料 b～d に基づいて創建時の姿を考察する。

## 4-3 C 案の考察

C 案の外観は示されていない。同案の南側に半間の張り出しがある。その表記から、ここに 4 本の柱で支えられた横長の庇が掛かっていたと考えられる。また、屋根は現在と同様に妻壁を南面させた切妻造とする。その前提で C 案の間口方向の中心を棟とすると、図面の浴室と台所との間仕切壁がその位置となる。おそらく妻壁には、伊東安兵衛が好んで用いた貫と束による木組の意匠が施されていたであろう。

仮に C 案で建てられていたとすると、間口 9 間となり、屋根勾配を現存家屋のそれに倣うと 4.5 寸勾配 (4.5/10) なので、その棟高は約 6160 mm となる。因みに現存家屋の棟高は約 4890 mm である。

## 5. 柳沢邸増築工事請負契約書・工事仕様書について

柳沢邸の工事請負契約は、新築工事については昭和 26 (1951) 年 7 月 27 日に、増築工事については同年 10 月 25 日に、それぞれ、柳沢千代鈺 (甲) と加藤恭平 (乙) 間で交わされている。

### 5-1 新築ならびに増築工事の比較

双方の工事請負契約書ならびに仕様書の内容をまとめたものが表-1 である。

表-1 新築ならびに増築工事請負契約書・仕様書（抜粋）の比較（●は判読不能箇所）  
引用については通行の表記に改め、漢字は概ね新字体を用い、句読点を補った。

項目・部位	新築（現存家屋）	増築（失われた家屋）
工事の種類	木造瓦葺平家壹棟	同左、前回工事分家屋と接合工事
建坪	十五坪七合九勺	十坪七合五勺
工事（着手）	契約成立の日より十日以内	同左
工事（完成）	着手の日より一二〇日以内	同左
請負代金	八拾万円也	四拾四万円也
土台	杉四寸角を使用し、充分にクレオソートを塗り図面通り鏝を入れる。特に台所廻りは桧材を使用す。	杉四寸角を使用し、充分に防腐をぬり特に浴室廻りは桧材を使用す。
柱	杉三寸五分角を使用し、ホール部分の中造型上一部四寸角を使用する。	杉三寸五分角を使用。
瓦	三州瓦特一使用、棟は丸共四段積とし厚のし使用、鬼瓦珠数掛使用。	同左
壁	<u>真壁白漆喰仕上げ、四畳半は京土聚楽のこと。</u>	八畳間のみ根岸仕上げ。他は白又はクリーム（卵色）漆喰仕上げとす。
塗装	外部特殊シブ塗り仕上げ。内部はオイルステイン仕上げとす。	外部特殊シブ塗り仕上げ、●●部分オイルステイン仕上げとす。
外廻り	裏側西側は押縁下見張りとす。	南側立羽目、西側北側は押縁下見板張りとす。
電気工事	図面通り施工、全部パイプ工事とし各部屋毎に（応接を除く）コンセント一ヶ宛とりつける事、玄関入口に電鈴をとりつける事、照明器具含まず。	八畳間は図面通り間接照明コンセント一ヶ、仕事室三畳コンセント付、他は各部屋一燈、廊下一燈、全部パイプ工事、但本工事に照明器具は含まず。
排水工事	家屋より一米の巨りに大マンホールを据えそれ以下は別途工事とする。	浴室洗面所の排水工事は台所のマンホールへ直結する。
その他	<u>四畳半の天井はスス竹竿縁にヨシズをかけ漆喰落としとする。</u> ホールは木ズリ漆喰天井とす。	モルタル工事：浴室内部の基礎はモルタルハケ目仕上げをする。（注＝モルタル刷毛目仕上げのこと）

まず、表-1の下線部分について補足する。新築部について「真壁白漆喰仕上げ、四畳半は京土聚楽」に対し、現状は玄関土間と応接間が真壁白漆喰仕上げで、和室は土壁である。次に、「四畳半の天井はスス竹竿縁にヨシズをかけ漆喰落とし」とあるが、現状は竿縁天井である。柳澤君江氏からの聞き取りによると改造していないことならびに部材には相応の古さがあることから、同箇所は仕様書通りに施工されなかったと思われる。増築部の「根岸」とは、根岸土<sup>13)</sup>のことであり、日本壁の上塗りに使用される色土の一つで、粘土分は20%程度でむしろ砂質が多く、砂壁用として東京付近で使用されたという。

さて、新築の工事費は80万円、増築は44万円であり、坪単価でみると、新築は50,665円、増築は40,930円となる。土台、瓦、外装の仕様はほぼ同一であるのに対して、新築では一部柱径の太い材を用い、内装仕上げを変えている。新築時に別途工事費（排水工事費等）が含まれているのを勘案する必要があるが、応接間における暖炉の設置、差鴨居の使用、床・棚の造作など、新築の方に費

用をかけていたと考えられる。

増築の仕様書では、寝室は根岸仕上げ、他は白又はクリーム（卵色）の漆喰仕上げ、木部はオイルステイン仕上げとなる。寝室のみ他の部屋とは壁仕上げを異にするものの、『民芸建築図集』に収められた柳澤邸の室内写真はすべて新築の部屋であること、表-1における増築部の柱径は3寸5分であることから、増築の諸室に特別な仕上げは施されなかったと考えられる。

## 5-2 創建時の増築（失われた家屋）

これまで増築の室内写真を確認できていない。再度平面図D（図26）を見ると、中廊下の北側の引違い戸は勝手口であり、その1畳に満たない土間に開き戸が付く。その先に半畳大の土間があり、土間からも浴室に入りができる。浴室の西隣に1畳大の洗面所がある。中廊下の端に収納を含めて3畳の納戸（女中室）がある。8畳の和室（寝室）の西側は閉じられ、1間幅の押入と奥行き浅い収納がある。この収納表示は、地袋、天袋付きの棚かもしれない。

他方、増築の創建時の外観を推察する資料として、『民芸建築図集』に掲載の外観写真（図18）と、柳澤家所蔵の工事中の写真（図22）を使用する。

外部は新築と同じ仕様で、シブ塗りとし、南側を豎羽目板とするほかは、それ以外の外装は押縁下見板張りである。増築の屋根は切妻造であるが、新築とは棟の向きを変えて南北方向に屋根が下る。そのため、新築と増築の屋根が接する箇所では、屋根の一部を切り取っている。また、西側収納部の張り出し部分の真上に当る屋根面は、その途中から北側に下る。さらに、平面図Dとこれら2枚写真の照合から、寝室の南側を出窓とし、室内側から障子、ガラス戸があり、それぞれ引違いの4枚戸で、1本引きの雨戸が入っていたと言えよう。

図22の写真から、柱間に貫を3段に入れて軸組を構成し、その仕口に楔を打っていることがわかる。筋違を用いない伝統的な木造軸組構法に見えるが、隅柱にこの貫の小口が現れず、柱に込み栓がないことから、伝統的な貫構造であるとは言えない。その後、筋違を入れて補強したのか、このままの状態の小舞を組んで壁を仕上げたのかは不明である。伊東安兵衛の軸組への考え方については今後の課題としたい。

最後に、創建時の家屋について若干の考察を加える。平面図Dから、玄関脇に洋間のある和洋折衷で、廊下によって北側に水廻りを、南側に居室を配した中廊下式であることがわかる。また、応接間に隣接する和室には炉が切られていること、中廊下の中央にドアがあることから、応接間と和室（4畳半）が接客用、それより西側は家族用という区分けがなされていたと言える。さらに、応接間と和室からは庭への出入りができ、南側に開放的であるのに対して、西側の棟は出窓であり、外観上もこの東西に分かれた棟に変化を付けていたのである。

## 6. 軸組ならびに小屋組について<sup>14)</sup>

### 6-1 軸組について

現存する柳澤邸の応接間と和室、とくに応接間については室内の梁の用い方に特徴がある。すなわち、天井下に組まれた丸太をはじめ、北側の床と棚の上、東側の暖炉の上、そして西側の天井に曲り梁があり、さらに西側の鴨居を差鴨居とする。

応接間の規模は梁間2間、桁行2間半であり、十字に組まれた丸太は梁間方向の梁（末口約φ158）

の上に桁行方向の梁（末口約φ141）を載せる。その際、梁間方向の丸太は南側の妻梁から1間離れた箇所、桁行方向の梁は部屋の中央にそれぞれ渡す（図27）。

次に丸太以外の曲り梁については、室内北側の柱間一杯に架かり（末口約φ150）、この曲り梁が桁行方向の丸太の端部を支える。梁間方向の丸太は、東側の1間幅の柱間に入れた曲り梁（末口約φ168）で受ける。この他、曲り梁は室内西側の天井に接して使われている（末口約φ160）。

応接間と和室境に渡された差鴨居は成204mm、幅118mmであり、この差鴨居に束を立てて梁間方向の丸太を受ける。差鴨居の両端の柱の径は、南側で114×115mm、北側で140×149mmである。なお、隣の和室については、西側の押入と半間の略式床の上に曲り梁（末口約φ140）が架かる（図12）。

先に表-1にて紹介したように、仕様書では柱は「杉三寸五分角を使用し、ホール部分の中造型上一部四寸角を使用」とある。すなわち、創建時の建物の柱は全般に3寸5分（約106mm）、ホール（応接間）は一部4寸（約121mm）の柱を使用したというのである。これらの柱径を実寸法で検証してみる。同室を構成する柱径の最小は100mmで、これと同径の柱は2本ある。他方、柱径の最大は148mmで、これは1本あり、それ以外はすべて114～118mm（3.8～3.9寸）である（計10本）。この径148mmのものは差鴨居を受ける北側の柱である。

厳密には4寸の柱はないが、3.8～3.9寸をまとめて4寸と表記したのであろう。また、隣室の和室の柱径は100～105mmなので、応接間とそれ以外の部屋は柱径ならびに意匠に差をつけていたことになる。

## 6-2 小屋組について

屋根裏へは和室（4畳半）の押入の天井から出入りできる（図28）。主要な部材寸法を梁伏図（図29）ならびに断面図（図30）に記す。柳澤邸の小屋組は和小屋であり、図29に示すように、小屋梁は桁行方向に1間間隔で入る。

ここでは、とくに応接間の小屋組における部材の組み方を考察する。天井下に現れる丸太梁のうち、桁行方向の梁の上には、その天井裏に張り間1間の梁（角材、120×120mm）が載る。この梁に立つ束はその上の二重梁（角材、125×120mm）の端部を支持する。このことから、屋根荷重は天井下に現れる丸太梁によって支持されていることがわかる。なお、火打については近年の補強工事で鋼製のものが入るが、創建時と思われる火打がそのまま残る。その火打は90×25mmの小幅板である（図31）。

『民芸建築図集』に掲載された住宅のうち、柳澤邸と同じく丸太を現しにした例に、加藤恭平邸（図32）、向井潤吉邸があり、それ以外は根太天井を多用する。むろん、柳澤邸において丸太梁を天井裏に持ち上げて架設することは可能であるが、伊東安兵衛は構造材を露出させて伝統的な民家の意匠を表現することを優先したのである。

同応接間の天井高は2590mmで、洋間としては決して高くはない。そのため天井下の丸太の存在は、人によっては圧迫感を与えるであろう。その北側の柱間一杯に入る曲がり梁の下には、床、棚、書院が床を中心に左右対称に配される。床、棚、書院は和風、そのシンメトリーの構成は洋風である。また、東面には煉瓦造の暖炉が設置される。戦前の民芸運動は建築においては、民家風と洋風の二つの要素が基調になったとされる<sup>15)</sup>。伊東安兵衛は戦後における民芸運動の継承者であり、柳澤邸には彼の作風が存分に表現されている。

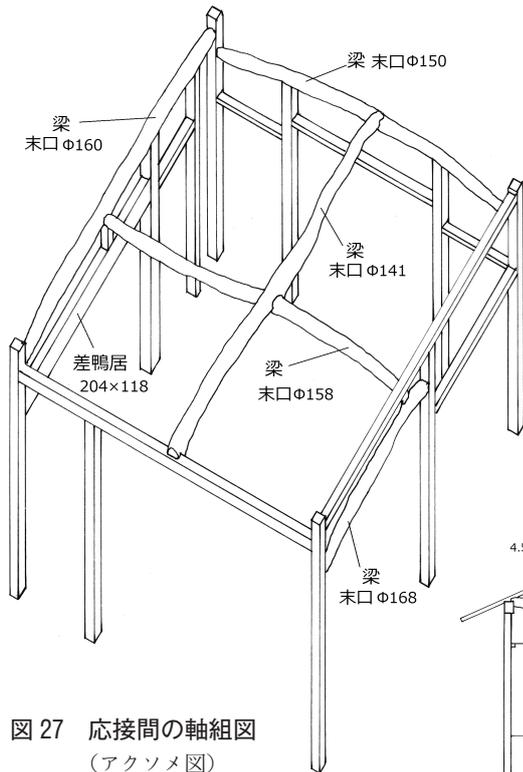


図 27 応接間の軸組図  
(アクソメ図)



図 28 屋根裏

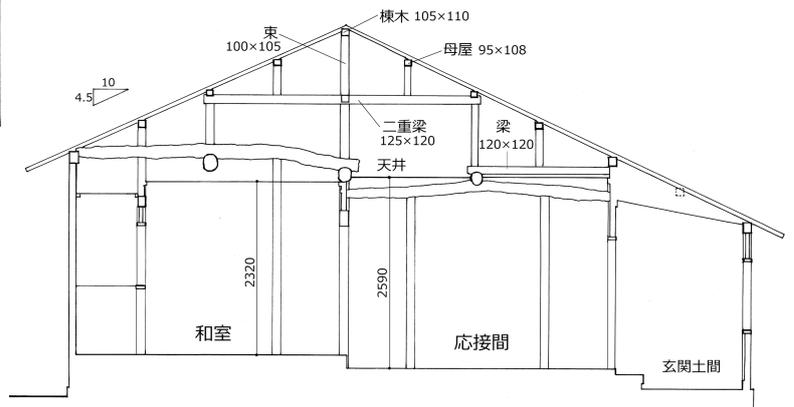


図 30 断面ならびに架構図

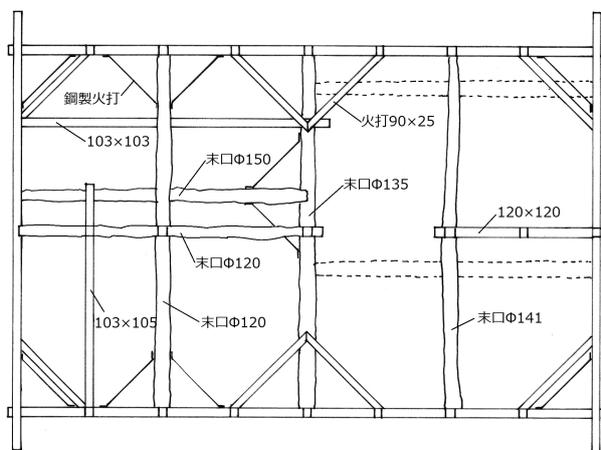


図 29 応接間と和室部分の梁伏図



図 32 加藤恭平邸



図 31 屋根裏の火打 (小幅板)

## 7. 柳澤邸ならびに敷地の保全対策

現在、柳澤邸の管理を一般財団法人柳澤君江文化財団が行っている。柳澤邸は国の登録有形文化財であり、世田谷区の市民緑地制度に基づき、同邸の敷地は一般に公開されている（建物は通常非公開）。このように、柳澤邸は当財団の管理の下、登録文化財制度と市民緑地制度による税制面での優遇措置を受けながら、公開活用に向けた活動を展開している。以下、両制度の内容に触れ、柳澤邸ならびに同敷地が保全されるまでの経緯と現行の活用状況を記す。

### 7-1 文化財登録制度と市民緑地制度<sup>16)</sup>

まず文化財登録制度は、文化財建造物を守り、地域の資産として活かすために平成8(1996)年に制定され、築50年を経過した建造物のうち、一定の評価を得たものが文化財として登録される。令和2年1月1日現在で、登録数は12,443である。

同制度の特徴は、届出制という緩やかな規則を通じて建造物の保存を図り、活用を促すところにある。同文化財に登録されると、相続税については相続財産評価額（土地を含む）を10分の3控除、固定資産税については家屋の固定資産税を2分の1減税という優遇措置がある。さらに、保存活用に必要な修理等の設計管理費の2分の1を、そして、地方公共団体などが行う公開活用事業にかかる費用を、それぞれ国が補助する仕組みがある。柳澤邸は、平成23(2011)年に国の登録有形文化財に登録された。

次に市民緑地とは、都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした都市緑地法によって定められている制度で、土地所有者は一般財団法人世田谷トラストまちづくりと契約を結び、同財団が維持管理を行う。市民緑地に指定されると、みどりの維持管理や固定資産税・都市計画税・相続税について優遇措置が受けられる。

柳澤邸の敷地の一部は、同制度に基づき平成25(2013)年から「大原一丁目柳澤の杜市民緑地」として一般公開されている。

### 7-2 財団法人設立までの経緯とその後の展開（吉田奈都恵氏からの聞き取り）

本年（令和2年）で、一般財団法人柳澤君江文化財団は設立から丁度10年を迎える。そこで設立の経緯ならびにこれまでの歩みを知るために、令和2(2020)年6月4日、同財団の代表理事である吉田奈都恵氏から聞き取りを行った。なお吉田氏は、青葉総合法律事務所に勤務している。

—柳澤家とは、いつどのような経緯で関わることになったのですか。

ご当主の柳澤君江さんには子供がいませんでしたので、近い将来発生する相続問題を憂慮して、同家より平成19(2007)年1月に、当法律事務所へ連絡がありました。そのときの依頼内容は、自分の亡き後柳澤本家が消滅してしまうことは避けたいので、柳澤の名前ならびに本宅と敷地をこのままの状態に残して欲しいということでした。

—相談を受けたときに、どのような残し方を提案されましたか。

残し方についていくつかの選択肢を考えてみました。1つは国へ寄付すること、次は世田谷区へ寄付すること、そして信託財産として運用することでした。また、固定資産税減免の為に世田谷トラストまちづくりの市民緑地制度の申請を考え、同時に法人化の可能性を探りました。

—結果はどうなりましたか。

まず、国への寄付は「個人から土地・建物の寄付は現段階では検討していない」との理由で断念しました。世田谷区への寄付は「更地としての寄付であれば公園として受ける可能性はあるが、現段階では受け付けられるかはわからない」ということで、これでは建物は残せません。3つ目の信託については、今ある資産を取り崩していく前提での運用になり、また登記簿上ではその信託者の名義となり、柳澤の名前は残らないので、解決策とはなりませんでした。

とにかく相続問題を解消することが優先事項でした。財団法人が設立できれば、法人へ不動産を寄付することにより相続の問題が無くなるからでした。そこで、柳澤さんの存命中に財団をつくることとし、死後、君江さんを出資者として財団に土地建物を寄付するという遺言書を作成しました。

—財団設立までにどのような課題がありましたか。

大きな課題がありました。それは、財団に寄付すると、みなし譲渡税が掛かるということです。現金ではなく、不動産の寄付は譲渡したものとみなすという考え方で、その不動産分に課税されます。

—現に財団はできましたが、みなし譲渡税の問題は解決したのですか。

みなし譲渡税について、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他」公益事業に直接供するものについては課税しないという制度があります。それは租税特別措置法40条というもので、この40条が適用されればよいわけです。この制度は、申請をした上で、国税庁長官の非課税承認を受けなければなりません。そのため、公益事業の実態が必要となります。

柳澤邸が平成23(2011)年に国の登録有形文化財に登録されたこと、平成25(2013)年2月に柳澤邸の敷地は市民緑地となり、毎日公開していること、同じ敷地内の2階屋(昭和36年築、図33)を公開してイベント等で自由に使ってもらっているという実績が、この40条に対して有利に働くと考えました。そのため2階屋については耐震補強をはじめ修繕工事を施しました。因みに、この2階屋は君江さんが生前、書道教室に使用していました。そして、平成27(2015)年2月12日にやっと国税庁長官の非課税承認が下りました。

—そのため、この公益に供するというのが当財団設立の目的になっているのですね。

その通りです。当財団は、一般財団法人柳澤君江文化財団が正式名ですが、平成22(2010)年6



図33 右に2階屋

月に設立出来ました。その目的は「文化芸術の振興を図るとともに、地域コミュニティの振興に関する事業を行うことにより、文化的生活の形成と地域社会の発展に寄与する」ということから、公益性を掲げた法人としました。これで柳澤の名前は残りました。

—これで相続は解決したわけですが、財団設立後の管理運営についていかがですか。

毎年払う固定資産税に対して、財団としての事業を継続させるための収益の確保という大きな課題が常にあります。固定資産税は市民緑地にすることで、約半額の減免になりましたが、建物を維持するための修繕費積立等で、年間数百万円ほどの経費負担があるのが現状です。

—市民緑地の面積はどのくらいですか。

面積は300 m<sup>2</sup>以上というのが市民緑地の条件で、約1,260 m<sup>2</sup>を提供しました(参照、図1)。柳澤邸の敷地は約1,970 m<sup>2</sup>なので、約64%を提供したことになります。

—因みに、市民緑地公開後の様子ならびに世田谷トラストまちづくりはどのような管理をしているのですか。

「大原一丁目柳澤の杜市民緑地」として年末年始を除いて、9時から17時(冬季は16時)まで公開しています。市民緑地として緑地保全の意味合いが強いので、来訪者は少なくまだまだ市民が楽しめる場所とまではなっていません。世田谷トラストまちづくりは門の開閉の管理を行っています。

—財団設立からの10年間にどのような公開活用の実績がありましたか。主なもので結構ですので、教えてください。

- 平成24(2012)年度、句会(以後複数回実施)
- 平成25(2013)年度、東京都文化財ウィークに参加し、柳澤邸を一般公開(以後毎年)。

昭和女子大学の学生有志によるワークショップ(以後29年度まで)、  
小学校の総合及び社会科授業

- 平成26(2014)年度、自然観察会
- 平成27(2015)年度、シニアヨガ教室(以後毎年)、野点・茶かぶきの会
- 平成28(2016)年度、製茶体験イベント(以後毎年)

このほか、茶道教室、「古文書を読む会」、「よろず相談会」などを単発で催しています。

今後は、さらに茶道教室を充実させたり、インバウンドに目を向け、外国人向けのお茶、書道等を愉しんでもらったりすることを企画中です。

—製茶体験のイベントを実施していますが、そのきっかけは何だったのですか。

柳澤邸まで人に来てもらうことを考えれば、ここ大原の立地では集客力はそれほど見込めません。そこで世田谷トラストまちづくりと相談して、下北沢と繋がる方法を模索しました。やがて大山泰成(経歴等は後述)さんと知り合うようになりました。偶然ですが、大山さんは私の大学の先輩でしたし、昔から柳澤家にお茶を届けていたということもわかりました。柳澤邸にはお茶の木があり、それがやがて製茶イベントに繋がっていきました。

## 8. 公開活用に向けて—製茶の復興計画

柳澤邸で行われている様々なイベントのうち、最近では製茶の復興に力点を置いているように見受けられる。以下、世田谷における茶業の歴史を概略し、製茶イベントを通じて、財団が柳澤邸ならびに敷地を地域資産としてどのように活かそうとしているのかを、聞き取りを交えて探ることとする。

## 8-1 世田谷と茶業

世田谷の茶業については、『世田谷近・現代史』<sup>17)</sup>ならびに『齋田家茶業史料』<sup>18)</sup>を使用する。以下は、これらの文献から該当する箇所を参考にしてまとめ直したものである。

世田谷の茶業に深く関わったのは齋田家で、代田村の名主を務めた家柄である。同家第10代当主の平太郎は生糸と並ぶ日本の主要輸出品であった茶に目を付け、慶応2(1866)年に茶の栽培に着手したという。平太郎は私有の山林2万余坪を開墾して、明治3(1870)年、製茶師を勢州四日市より招聘するとともに、製茶の機械・器具を宇治地方より取り寄せ、製造場の施設を整える。

明治8(1875)年の平太郎没後、又一郎が家督を継ぎ、翌明治9年に狭山と宇治の製造家を招聘してその製茶法を学び、品質の改良に努める。明治10(1877)年開催の内国勸業博覧会に出品された齋田家の茶は褒状を受ける。以後、明治14(1881)年の第二回内国勸業博覧会においても受賞し、明治16(1883)年オランダのアムステルダムで開催された万国博覧会にて金賞を受賞するに至る。この齋田家の成功は、地域の農家を茶園・製茶経営に向かわせる契機となり、明治20(1887)年には同地域の製茶農家は28戸あったという。

しかし、当時日本から輸出されていた茶の中に、粗悪品が少なくなく、明治15(1882)年アメリカの議会は「不正茶輸入禁止条約」を可決。明治30(1897)年に「粗悪茶輸入禁止条例」を改正、翌明治31年に「製茶輸入税法」を成立させ、輸入茶の規制を強化する。こうして日本の茶業界を取り巻く環境は一段と厳しくなる。この間の明治17(1884)年、「荏原郡茶業組合」が設立され、茶の品質の保持に努めたが、明治22(1889)年の東海道本線の全通に伴い、本場宇治の茶が大量に流入し、東京の製茶市場を圧迫したこと、着色し不良茶を混合した粗悪品を一掃できなかったことから、生産価格の低下と相俟って茶業は衰退していくこととなる。齋田家も明治41(1908)年に茶の栽培を止め、製茶も、工場が罹災した明治42年以後は行われなくなる。

なお、齋田家に残る家屋は世田谷区指定有形文化財であり、茶文化の振興に寄与する目的で、平成6(1994)年に齋田記念館(代田3丁目)が併設される。

## 8-2 柳澤邸での製茶イベントならびに大山泰成氏からの聞き取り

柳澤君江文化財団では、平成28(2016)年5月から、柳澤邸の敷地内で製茶体験イベントを開催している。筆者はその6回目(令和元年11月3日開催)に参加した。イベント名は「世田谷晩茶(ほうじ茶)の製茶体験」(図34, 35)で、以下はその体験記である。

11月3日、秋晴れのこの日の10時に現地集合した。事前予約した参加者は一般から20人、大山泰成氏ほかスタッフの方が5人であった。敷地西側の空地に一畝の茶畑があり、一角にテントが張られていた。テントは茶の試飲をする場所用であり、その付近に、焙煎用の釜、茶を切るための机、収穫用のざる、天日干し用のシートなどが用意されていた。

まず、大山氏から、晩茶は遅く摘んで作ったお茶で、番茶は普段使いのお茶という話があり、さらに晩茶とは夏から秋に大きく生育した葉と枝を深く刈り、これを蒸し、日干しし、揉み、乾燥という手順によって製茶にしたものを指すとの説明があった。

以下、作業内容を順に紹介する。茶の刈り取り⇒茶葉を3cmほどに押し切り⇒ざるとボールでの洗浄後に脱水⇒蒸し器で30分程度蒸熱⇒篩で茶葉と棒(枝のこと)を選別⇒「だんじゅう団揉」用の布で「じゅうねん揉念」⇒篩で茶葉と棒を選別⇒茶葉を天日乾燥



図 34 柳澤邸の茶畑



図 35 製茶イベント（令和元年 11 月 3 日）

なお、団揉と揉念は製茶特有の言葉で、茶葉を布で包んで揉み、形状を小さくして水分を減らし、乾燥を早める作業のことである。

この工程を午前中の 2 時間で終え、昼休みをとる。テント内には、碁石茶（高知県大豊町）、石鎚黒茶（愛媛県西条市）、美作番茶（岡山県美作）など 5 種類の晩茶が大山氏から提供され、しばし試飲を愉しんだ。

午後は、「釜で茶葉を暖める⇒揉念⇒天日乾燥⇒釜で茶葉と棒を別々に焙煎」の工程を 2 時間程度で、15 時頃に終了。参加者には、当日の体験茶が小分けされた。

以上の体験を基に、柳澤邸における茶葉栽培ならびに製茶体験イベントの実施までの経緯と課題について詳しく知るために、令和 2（2020）年 6 月 6 日、筆者は大山泰成氏（1962 年生まれ）から聞き取りを行った。大山氏は、「しもきた商店街振興組合」（148 店舗）の副理事長で、自身も「しもきた茶苑大山」を営み、茶師十段の持ち主である。

—大山さんは、柳澤邸の敷地内で茶葉栽培を行っていますが、そもそも茶葉栽培のご経験はどこで積まれたのですか。

私の本業はお茶屋で、父が昭和 45（1970）年に下北沢で茶屋を始めました。母方の実家である埼玉県入間市で茶葉栽培の経験があります。実家は茶問屋を営んでいまして、私は平成 10（1998）年頃から同 20（2008）年頃まで、そこで茶畑の管理をしていました。下北沢で茶屋を営みながら、入間へは週末に通っていました。

—どのようにして柳澤君江文化財団と関わるようになったのですか。

しもきた商店街振興組合の柏雅康理事長が世田谷トラストまちづくりとも関係していましたので（トラストまちづくり事業のファンド運営委員＝筆者注）、トラストまちづくりから、商店街として柳澤邸で何かイベントを開催できないのかという依頼がありました。そこで市民緑地の活用を兼ねて、平成 27（2015）年 5 月に柳澤邸にて野点を行いました。主催は世田谷トラストまちづくり、共催が当財団、そして、私と都立駒場高等学校茶道部の有志が協力しました。そして同年の東京都文化財ウィークの期間中、「茶かぶき」というお茶の飲み当ての会を催しました。そのことで財団との関係が深まりました。

—では、当財団での茶葉栽培に至るまでの経緯をお聞かせください。

平成 23 (2011) 年 10 月、下北沢駅前にてイベントを行いました。それは、同年 3 月の東日本大震災に加えて、平成 22 (2010) 年に起こった宮崎県での口蹄疫からの復興支援を目的としたものでした。その際、私の得意先でした宮崎県のお茶農家をお誘いしました。後日それが縁で、平成 30 (2018) 年 3 月、同県から「なごみゆたか」の苗木を譲り受けましたので、当財団にその苗木を寄贈した次第です。

—茶の栽培は、世田谷において明治 3 (1870) 年頃に始められ、明治末期には衰退したということですが、明治期の当地において茶畑はどの辺りで栽培されていたのでしょうか。柳澤家のあった大原も盛んだったのでしょうか。

私も関心がありましたので、明治 13 (1880) 年測定の地図を頼りに茶畑の分布について調べてみました。同地図は 2 万分の 1 で、彩色により茶畑の箇所と大きさがわかります。ただ、茶の木とともにそれ以外のものを栽培していた場合は畑地とされたので、実際の茶の木のきちんとした分布まではわかりません。柳澤家の茶業に関しては、『齋田家茶業史料』に記載があります。それは、明治 28 (1895) 年 8 月の「変換廢園届綴」で、それによると、柳澤丑之助の茶園は「壺反式畝貳拾五歩」でした<sup>19)</sup>。

—柳澤家の茶園が 1 反 2 畝 25 歩ということは、385 坪ですね。

そうです。「変換廢園届綴」の数値は明治 28 年当時の廢園の記録で、大抵は茶畑を減反しています。にもかかわらず、柳澤家では、「元壺反歩」とありますので、逆に 85 坪増えています。

茶畑が減反した背景には、明治期に東海道本線の全線開業による東京への京都からのお茶の流入や、世田谷への軍隊の駐留があり、お茶から野菜への転換が行われました。柳澤家の茶園は一時期増えています。柳澤丑之助は明治 30 (1897) 年に亡くなっていますので、同家の茶業も明治 30 年代で途絶えたように思われます。

—現在、柳澤邸に茶の木は何本くらいありますか。また、年間を通じた茶葉生育のお世話の仕方をお教えてください。

50 本です。宮崎県産の「なごみゆたか」の苗木を 2 列、約 50 cm 間隔で 25 本植えました。そのほか、柳澤邸の庭には茶の木は 17 株が残っています。事情はわかりませんが、こちらは戦後植えたものなのでしょう。とくに夏場は水やりが必要なので、週一度通っています。地植えなので、鉢植えとは違ってそれほど手間はかかりません。また、柳澤邸には井戸がありますので、その水を使用しています。

—実際に茶葉を育ててみて、柳澤邸の土地柄はいかがですか。土壌改良などはしたのでしょうか。

土壌改良をしてもらいました。約 60 cm 掘り下げて、水はけのよい土を敷き、その上に堆肥を入れ、さらに茶の木はどちらかというと酸性を好みますので、酸度矯正をしました。また、周りが芝地なので水はけのため多少高めに土を盛りました。費用は財団の負担で約 30 万円でした。

—同邸において製茶の栽培規模を大きくしていく予定はありますか。あるとすればどの程度でしょうか。また、「なごみゆたか」以外の品種の栽培予定はありますか。

財団では茶畑を広げたいとの意向があるようです。私の方で行っているのは釜炒りに、ウーロン茶などの萎凋<sup>いちよう</sup>という工程を組み込んでいます。「なごみゆたか」はこの製法に適しています。畝を増やせるのであれば、宮崎産以外では、静岡産の香駿<sup>こうしゅん</sup>を誘致したいと考えています。

一財団では製茶体験を重要なイベントの一つと位置付けています。今後の方向性についてはいかがですか。

来年からは、柳澤邸の茶の木からそこそこ茶葉が採れると思います。参加者が10人程度であれば、春は新芽を摘んで緑茶を、秋はその後夏の間に伸びた茶葉を晩茶として使うという、年2回の製茶体験が可能でしょう。今後、参加者を増やしていくのであれば、茶葉が足りませんのでもう一畝増やした方がよいです。さらに、欲を言えば、茶の木にしっかり肥料をやって耐力をつけてやれば、1番茶、2番茶、3番茶、秋晩茶と年4回の茶摘みができるでしょう。

また、製茶だけではなくて、茶かぶきを催してお茶を飲み比べることで、その良さがわかり、お茶を愉しむというイベントに展開すればよいと思います。柳澤邸の敷地にはほかに2階屋がありますので、より有効な活用にもなります。さらに、柳澤邸での製茶体験は限られたものですので、協力してくれました宮崎県、これから協力を期待している静岡県や京都府が関わってくれば、ここからもっと本物を体験したいという人が出てくるのではないのでしょうか。

一最後に、茶業を通じて地域振興についてはどのような抱負をお持ちでしょうか。

かつて代田村や下北沢村一帯はお茶が盛んでした。明治時代に荏原郡茶業組合が分立して、荏原郡西部茶業組合が出来るのですが、その組合長であった齋田家、副組合長であった阿川家など茶業を営んでいたところが関心を示してくれば、もっと面的な広がりが期待できます。

下北沢は人がごちゃごちゃと集うところです。ただ駅を降りて買い物をして帰る場所としてではなくて、ここから徒歩15分くらいで行ける梅丘とか、齋田記念館などを含んで、広域に人が1日過ごせて文化の匂いのする交流する場として、また滞留できる場として柳澤邸がその拠点になればよいと思っています。

さらに茶の木を緑化事業に使うなどすれば、まちおこしのきっかけになります。文化的、公益性のある事業主体として、柳澤邸を管理する当財団にはそのパイオニア的存在として頑張っていたきたいです。

以上の聞き取りの中で記したように、大山氏は明治13(1880)年の地図で茶畑の分布を調べ、そこで得られた知見を「東都茶業断章—齋田家の茶業を手がかりに—」という論考にまとめられている<sup>20)</sup>。柳澤邸での製茶イベントとの兼ね合いを考える上で、この明治期における同地域の茶園の分布状況の把握が欠かせない。以下、大山氏の同文献から本稿と関係する箇所を引用する。

齋田家の茶業は、慶応二年(一八六六)から明治四十年(一九〇七)の約四十年間、齋田平太郎と又一郎父子の事績である。(略)茶園の総面積は六町八反二畝歩で、砂利場、中原、大下(松代)の三カ所にあったようだ。(略)砂利場の収穫量が全体の七割以上を占め、(略)砂利場が拠点であったようだ。(略)荏原郡内では上北沢村の東久世通禧(代理人大谷七郎)の十一町歩(略)白金村の柴喜惣治の七町五反一畝二五歩(略)に次ぐ規模であった。<sup>21)</sup>

明治時代の東京府下の茶業については、「おおよそ現在の山手線の西側一帯が産地で、特に明治二十年代～三十年代には高品質の茶が多く生産され、武州茶として東京市中で消費されていた(略)齋田家の茶もまさにこのような優良な武州茶であった。」<sup>22)</sup>とある。

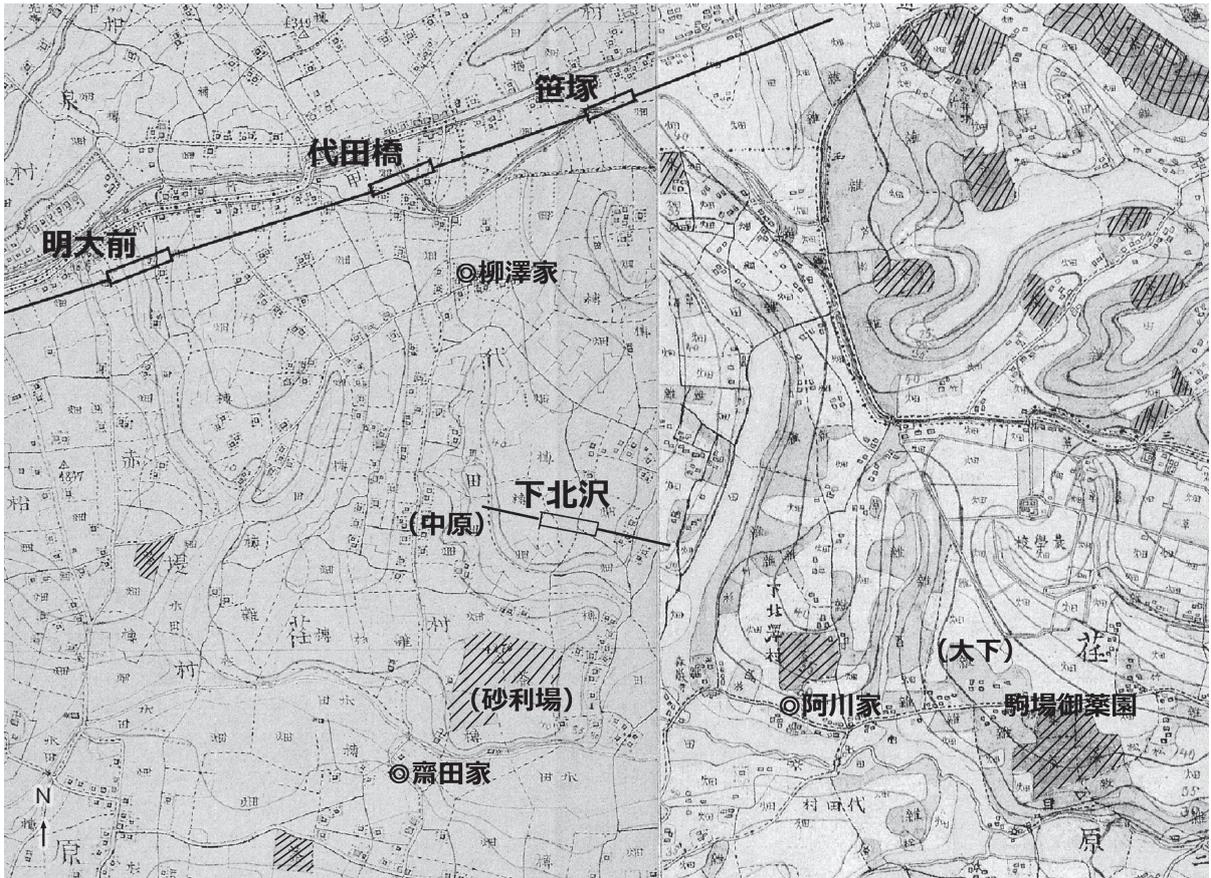


図 36 世田谷の茶園分布 (明治 13 年当時, 斜線部分が茶園)

さらに大山氏は、齋田家他の茶園について明治 13 年の地図からその分布の実態を探る。同文献に茶園分布の地図が掲載されているが、その範囲が狭いため、ここでは筆者が別に加筆作成した地図を用いる (図 36)。

左の「砂利場」にある茶園はおもに齋田家の所有であろう。中央の茶園は、齋田家とともに当地の茶業を主導した阿川家 (阿川平蔵: 副組合長) がおもに所有していたものと考えられる。右の茶園は、幕府の駒場野御鷹場に附帯する御用屋敷と駒場御薬園の跡地の一部であり、池尻村に属する。所有者は不明である。ところで、一見して茶園が少ない。この地図は明治十三年 (一八八〇) の測量であり「明治十四五年度ハ茶況活発ナリ」とあることから当地での茶生産の最盛期と考えられる。齋田 (又一郎) 家と阿川家を除く代田村・下北沢村の茶園面積 (明治十七年) は四町二反九畝であり、多くの茶園が存在したと思われるが、池尻村を含む以上の三カ所しか確認できない。また、齋田家は前述のように地図中に示した「中原」「大下」にも茶園を所有したはずだがみあたらない。(略)「畑」と表記されたもののなかに茶園も含まれており、他の作物との作付比率や開発の経緯によって「茶園」あるいは「畑」と区別されたと解釈すべきだろう。<sup>23)</sup>

図 36 の斜線部分が茶園である。同図右上の大小の茶園が密集している地域は現在の渋谷区に、右下の駒場御薬園付近は目黒区に属し、おおよそ阿川家より西側が世田谷区である。これまで世田谷の茶業については齋田家を中心に語られてきた。柳澤家が所有したとされる茶園の箇所は不明であり、茶園の規模も齋田家の 6 町 8 反 2 畝歩 (約 2 万余坪) に比べれば小規模なものであったが、柳澤家は確かに世田谷の茶業の一端に関わっていたのである。

## 結 論

以上の考察を通じて、柳澤邸については次のようにまとめることができる。

- 創建時の柳澤邸の建築年については、新築（現存家屋）は昭和 26（1951）年 8 月頃に、増築（失われた棟）は同年 11 月頃に着工され、それぞれ 4 か月以内の竣工との契約内容から、全体が完了したのは昭和 27 年であるが、現存家屋は昭和 26 年築となる。
- 同邸の設計段階で伊東安兵衛は 3 案を作成した。最初から新築していれば C 案（図 25）になった可能性があり、現在以上に大きな妻壁を見せ、貫と束の木組が織りなす豪壮な雰囲気醸し出したことであろう。
- 創建時の柳澤邸は、玄関脇に洋間のある和洋折衷で、廊下によって北側に水廻りを、南側に居室を配した中廊下式であった。また、応接間に隣接する和室には炉が切られていること、中廊下の中央にドアがあることから、応接間と和室（4 畳半）が接客用、それより西側は家族用という区分けがなされていたと言える。
- 建築面積において創建時の家屋の約 40% は存在しないが、この失われた家屋部分には特別な意匠は施されなかったと考えられる。すなわち、現存家屋に、構造材を露出させることで伝統的な民家の意匠を表現するという伊東安兵衛の設計主旨を十分に看取することができるのであり、応接間に現しになった丸太は構造材であり、意匠表現でもあった。
- この現存家屋は文化財ウィークで公開され、隣接する 2 階屋では各種のイベントが、市民緑地として開放されている庭では、茶の自家栽培を通じた製茶のイベントが行われるなど、柳澤邸では公益性のある事業が行われている。
- 世田谷の茶業は明治 30 年代以後衰退するが、かつての代田村や下北沢一帯は茶業が盛んな土地柄であった。製茶の復興を目指す柳澤邸でのイベントは、茶業という歴史をひとつの地域資産として活かす試みである。今後、齋田記念館や下北沢の商店街との一層の連携が進めば、柳澤邸はまちづくりの視点からその拠点になり得るであろう。

## 註

- 1) 堀内正昭、「Y 家住宅（世田谷区・昭和 26 年）にみる戦後小住宅の特徴ならびに民芸運動の影響について」、昭和女子大学学苑・環境デザイン学科紀要、No. 849、2011 年 7 月、pp. 61-73／堀内正昭、「旧柳澤邸（世田谷区、昭和 26 年築）の設計者ならびにその位置づけ」、2011 年度日本建築学会関東支部研究報告集 II、2012 年 3 月、pp. 529-532／堀内正昭、「戦後の小住宅と民芸運動の影響—旧柳澤君江邸（昭和 26 年）—」、『ブックレット近代文化研究叢書 13 世田谷の近代住宅—和洋折衷の多様な展開—』所収、昭和女子大学近代文化研究所、2018、pp. 144-161 なお、本稿では、理解を助けるためにこれら既往研究を適宜使用する。
- 2) 52 m<sup>2</sup> は文化庁国指定文化財等データベースによる。<https://kunishitei.bunka.go.jp> 閲覧：7 月 12 日  
創建時の建築面積は、「工事請負契約書」による（本稿第 5 節の表-1 に詳細）。
- 3) 宮地米三、伊東安兵衛：『民芸建築図集』、四季社、1958
- 4) 『民芸建築図集』（前掲書）、p. 159
- 5) 同上、p. 152
- 6) 同上、p. 146
- 7) 宮沢智士編集：『日本の民家 第二巻 農家 II』、学習研究社、1980、p. 125
- 8) 加藤恭平、「住まいのあり方—山荘の暮らし」『民藝』（日本民藝協会発行、昭和 37 年 7 月号）所収、p. 43

この加藤による寄稿文の存在は、たくみ第二営業部部長であった笠原勝氏（故人）のご教示による。

- 9) 加藤恭平についてはフリー百科事典「ウィキペディア Wikipedia」参照。https://ja.wikipedia.org/wiki/加藤恭平\_(写真家) 閲覧：2020年6月25日
- 10) 『民芸建築図集』（前掲書），p. 109
- 11) 初田亨，大川三雄：『都市建築博覧・昭和篇』（住まい学大系 043），住まいの図書館出版局，1991，p. 178
- 12) 『民芸建築図集』（前掲書），p. 130
- 13) 『建築大辞典』，彰国社，1977（第1版第3刷）
- 14) 応接間の柱と梁ならびに小屋組の実測は，令和2年6月11日に実施した。本調査には，筆者のほか，金谷匡高（法政大学デザイン工学部建築学科教務助手），高橋由香里（日本女子大学学術研究員），武藤茉莉（昭和女子大学大学院修士 博士（学術））の各氏の協力を得た。
- 15) わが国の民芸運動が建築に及ぼした影響については次の文献が詳しい。藤田治彦，川島智生，石川祐一，濱田琢司，猪谷聡：『民芸運動と建築』，淡交社，2010
- 16) 文化財登録制度については，「建物を地域と文化に 登録有形文化財建造物の御案内」文化庁，文化財第二課 登録部門（建造物），2020.3 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei\\_kenzobutsu/pdf/bunkazai\\_pamphlet\\_6\\_ver02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/pdf/bunkazai_pamphlet_6_ver02.pdf)  
市民緑地制度については，<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/010/003/003/d00136206.html>  
登録件数は，[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei\\_kenzobutsu/kensu.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/kensu.html)  
ともに閲覧：2020年7月12日
- 17) 東京都世田谷区編集・発行：『世田谷 近・現代史』（昭和51年），pp. 621-627
- 18) 武田庸二郎，「齋田家の茶業」，池上博之責任編集：『世田谷区指定有形文化財 齋田家茶業史料』，財団法人齋田茶文化振興財団発行）所収，平成12年 pp. 555-572
- 19) 『世田谷区指定有形文化財 齋田家茶業史料』（前掲書），p. 510
- 20) 大山泰成，「東都茶業断章—齋田家の茶業を手がかりに—」，緑茶通信：世界緑茶協会機関誌，世界緑茶協会編（26）2010年3月，pp. 34-40
- 21) 同上，pp. 34-35
- 22) 同上，pp. 35-36
- 23) 同上，pp. 38-39

#### 図版出典

図1, 5, 27, 29, 30：筆者作図

図2~4, 6~14, 28, 31, 33~35：筆者撮影

図15：『民芸手帖』（東京民藝協会，昭和39年3月号）

図22：柳澤家所蔵

図16~21, 23~26, 32：『民芸建築図集』（前掲書）

図36：「明治前期測量2万分1フランス式彩色地図—第一軍管地方二万分一迅速測圖原圖覆刻版—」（日本地図センター，平成8年10月），東京7と東京8を使用（部分的に貼り合わせ，筆者加筆）

（ほりうち まさあき 環境デザイン学科教授・近代文化研究所所員研究員）